



# 習近平体制発足後の中国における商

**Q** 第18回中国共産党大会以後、高官の汚職取締りを強化する中国の習近平指導部が外資系企業の贈賄事件にも照準を合わせ始めました。英系製薬会社G社、仏系製薬会社S社、仏系食品会社D社など多国籍企業が前後して商業賄賂の疑いにより調査を受けています。商業賄賂に対する指導部の強い姿勢の表れとみられ、現地の日系企業も神経をとがらせています。そこで、他社の事例から、中国において事業展開する際に潜む賄賂に係るリスク、リスクマネジメントについて注意すべき点を教えてもらえないでしょうか？

## A 1 商業賄賂の取締り強化の背景及び原因

背景には昨年秋に発足した習総書記ら現指導部が汚職の取締りを強めていることがあります。官員の綱紀肅正を促す面が強かった一方、企業活動に対しても不正を許さない姿勢を見せ始めました。

今回政府が商業賄賂の取締りを強化するのは、商業賄賂が市場の自由競争に及ぼす影響を抑制するほか、現指導部の発足以来、取締りを受けた案件はいずれも現在の中国の経済改革において改革がなかなか進まない重要な分野（国有企業改革、医療体制改革）に集中しており、現指導部は反腐敗キャンペーンの展開を通じて、改革を推進する狙いもあると考えています。つまり、今後長期間にわたって中国政府の反腐敗攻勢は推進されていくと考えられます。

また、中国におけるスマートフォンとインターネットの普及に伴い、インターネット利用者によるミニブログでの様々な汚職の暴露が政府の反腐敗を後押ししています。英系G社事件、元国家発展改革委員会副主任・国家エネルギー局長劉鉄男氏の賄賂事件など、いずれもミニブログを通じて公開され、それを受けて捜査が実施されています。

法律面からいえば、現在商業賄賂の関連規定は改正されていませんが、取締りの手法が多様化し、執行力が強められていることから、各企業は、商業賄賂の潜在的な法的リスクが増えることを現時点で認識すべきであり、相応の対応策を講じることも必要であると考えられます。

## 2 中国における商業賄賂の定義及び基準

商業賄賂の規制については、主に、「不正競争防止法」（以下「不競法」という）及びその補足説明である「商業賄賂行為禁止に関する暫定規定」（以下「暫定規定」という）、「刑法」及びその補足説明である「商業賄賂刑事事件の処理における法律適用の若干問題に関する意見」、「公安機関が管轄する刑事事件の立件訴追基準に係る規定（二）」及び「人民検察院が直接受理し立件捜査する案件の立件基準に係る規定（試行）」（以下「起訴基準」と総称する）といった各種法令等に定めがあります。

中国における「商業賄賂」の概念は、非常に広く、「暫定規定」の第2条において、「商業賄賂とは、事業者が、商品を販売

又は購入するために、財物あるいはその他の手段で、相手方単位（組織）あるいは個人に贈収賄を行う行為を指す」と定義されています。「財物」とは、現金と物品を指し、経営者が商品を販売あるいは購入するため、販促費、宣伝費、賛助（協賛）費、研究開発費、労務費、コンサル費、コミッションなどの名目で、あるいは各種の費用の精算という方法で、相手単位（組織）あるいは個人に財物を渡すことをいい、「その他の手段」とは国内外の各種名目の旅行や視察の費用を負担するなど財物以外の利益を提供する手段をいいます。

商業賄賂犯罪と相互間の贈答との間の境界線をどのように区分するかについて、現在、最高人民検察院及び公安部が商業賄賂に係る相応の刑事責任追及に関する起訴基準のみを公布しましたが、行政責任の基準はまだあまり明確でなく、当局の裁量に相当程度委ねられています。

## 3 商業賄賂行為の法的責任

日本では株式会社における取締役等の役員を除き、公務員や、みなし公務員が関与する贈収賄のみが処罰の対象とされていますが、中国では公務員が関与しない、民間企業や従業員間の贈収賄についても処罰の対象とされており、中国の商業賄賂の処罰は広範囲に及びます。更に、典型的な贈収賄で想起される金品の供与・收受に限らず、法令の定める要件に該当した場合には、リベートや値引き、あるいは二重帳簿の記載などが贈収賄につながるものとして認定されるおそれがあります。

つまり、中国商業賄賂は民事責任、行政責任と刑事責任に関連しています。「不競法」第20条で民事責任を規定していますが、民事損害の立証が非常に困難であるため、商業賄賂に対する民事訴訟はまれです。したがって、現実的な商業賄賂行為の法的責任は、主に行政責任と刑事責任とに大別されています。

### (1) 商業賄賂行為の行政責任

商業賄賂行為の行政責任について、「不競法」第22条及「暫定規定」第9条によると、商業賄賂行為の処罰について、情状と金額により、犯罪を構成しない場合、工商局が1万元以上20万元以下の罰金を科し、違法所得を没収することができます。また、「薬品管理法」、「建築法」、「入札法」及び「政府調達法」など法令にもそれぞれこれに対応する行政責任が

# 業賄賂対策

金誠同達法律事務所 シニアパートナー・中国律師  
趙雪巍

規定されています。例えば、中国の「薬品管理法」第90条によると、医薬品企業が商業賄賂を行った場合、当局は1万～20万円の罰金及び違法所得の没収等ができます。

報道によると、捜査が行われている英系G社は200億人民元(20億ポンド)の罰金を科されるおそれがあります<sup>注1</sup>。この巨額の罰金の法的根拠について、報道では明らかにされていません。中国の「薬品管理法」では、本件の違法所得の範囲の認定は重要な点です。

## (2) 商業賄賂行為の刑事責任

商業賄賂行為の刑事責任は、収賄側が国家公務員であるか否かによって異なります。中国の商業賄賂の処罰範囲は日本より広く、国家公務員への贈賄だけでなく、民間企業間の利益の供与、收受についても刑事処罰の対象とされます。例えば、不正利益の取得を目的として取引相手の従業員に対して1万円(約16万円)を贈賄したものは、非国家公務員に対する贈賄罪と認定されます。従業員が5,000元(約8万円)以上の賄賂を收受した場合、非国家公務員による収賄罪と認定されます。企業が公務員に贈賄を行った場合、商業賄賂が20万円(約320万円)であれば、確実に単位(組織)贈賄罪と認定されます。上述金額はいずれも累計金額です。即ち、商業賄賂犯罪の起訴基準が相対的に低いことから、企業にリベート等の商業賄賂行為があれば、商業賄賂犯罪に該当することになってしまいます。

また、注意していただきたいのは、中国の刑法は、単位(組織)贈賄罪等単位(組織)犯罪に対して、単位(組織)に罰金を科すほか、直接担当者とその他の直接責任者に対して最高5年の懲役を科すことができます。部長や部長以上の管理職にはほとんど日本人が就いている日本企業の場合は、いざ問題が起されれば、直接担当者とその他の直接責任者として調査を受ける可能性はないとは言いきれません。日本人の管理職が商業賄賂で刑事責任を追及された場合、その後の中国関係会社における管理職などへの就任の適格性にも悪影響をもたらすことが考えられます。<sup>注2</sup>

外資企業による商業賄賂の收受について刑事罰が科された例も存在します。報道によると、2010年3月29日、オーストラリア系の鉱産R社の上海駐在員事務所の某首席代表は、非国家公務員収賄罪等と認定され、懲役10年、財産の没収、及び100万人民元の罰金が申し渡されました。<sup>注3</sup>

中国の特別リスクとも考えられる商業賄賂ですが、商業賄賂に関する世界的な規制として、米国FCPA(Foreign Corrupt Practices Act)、英国の贈収賄防止法も、他国における商業賄賂をその規制対象に含んでいます。更に国連腐敗防止条約の第21条において、条約締約国に、民間部門における贈収賄を犯罪とすることを考慮するよう求めています。ですから、世界に業務展開する日本企業にとって、中国におけ

る賄賂行為は現実に中国が管轄権を有するほか、一定の場合には、米英等他国が管轄権を取得する可能性もあります。報道によると、英系G社事件が発生してから、米国の司法機関もこれについて司法調査を開始しました。<sup>注4</sup>

中国では、「袖の下」は当たり前という話もよく聞きますが、「違法行為」であるために、それ相応のリスクが伴うものです。商業賄賂により処罰された企業は、金銭・信用・人材等の損失により、自らの経営に重大な支障をもたらす可能性があります。そこで、コンプライアンス体制の構築が肝心となってきました。

## 4 商業賄賂の潜在的な法的リスクへの対応

商業賄賂への対応は、事前にリスクマネジメントにより対処するのが一般的です。リスクマネジメントとは、リスクの発生が必然であるとの認識に立って、事前や事後の対応体制を設定することです。ただし、事前のコンプライアンス体制の整備によって、賄賂行為を事前に撲滅することは不可能ですが、有効なリスクマネジメント体制を構築できれば、最大限にリスクを低減できます。

コンプライアンス体制の内容は、各企業の実際の業務と状況が相違することから、コンプライアンス体制の内容も異なります。一般的に、賄賂予防指針の制定など決裁制度の整備、契約管理の徹底化、履行過程における管理の強化、財務の管理・監督、通報制度の確立、法務部門の整備、関連従業員の教育等を包括した内容としなければいけません。事後対応として、責任者への厳罰、政府機関との協力、そしてメディアの利用などが考えられます。

中国政府が商業賄賂の取締りを強化していく中で、いわゆる「暗黙のルール」に同調するのではなく、コンプライアンスの視点から、より冷静で適切なビジネス判断と対応を行うことが重要です。総じていえば、商業賄賂の対応策としては、コンプライアンス体制の構築により、既存の管理体制を根本的に見直し、法令遵守を再徹底して、新たな経営方針を確定することが良策であると考えられます。

注1 [http://www.js.xinhuanet.com/2013-09/09/c\\_117284293.htm](http://www.js.xinhuanet.com/2013-09/09/c_117284293.htm) を参照。

注2 中国の「会社法」第147条(二)によると、賄賂により刑罰の判決を受けた者は、執行期間満了後5年間にわたって、企業の法定代表人、董事、監事又は総経理等高級管理職の就任が禁止されると規定されています。

注3 [http://news.xinhuanet.com/legal/2010-05/17/c\\_12109714.htm](http://news.xinhuanet.com/legal/2010-05/17/c_12109714.htm) を参照。

注4 <http://news.hexun.com/2013-09-10/157872650.html> を参照。